

企業会計基準委員会御中

貴委員会発足と活動開始をこころよりお祝い申し上げます。

基準公開草案第1号、適用指針公開草案第1号、第2号に関しまして、

下記のとおりコメントをお送りいたします。

ご検討の一助にいただければ幸いです。

コメント以外の箇所につきましては

貴委員会の草案に賛成であることを申し添えます。

これからの益々のご活躍を期待しております。

公認会計士 瀧澤徳也

基準公開草案第1号関係

自己株式の処分(21 - 24項、60項)

自己株式処分差損について、60項に

「払込資本を表す資本性の剰余金のマイナス表示は適切ではないと考えられ、

とあるが、資本の控除項目と捉えれば特に問題なく

(したがって資本金額を超過する場合には問題と思われる)

またそもそも自己資本そのものが資本のマイナス表示であり、

必ずしも不適切とは考えられない。

むしろ、同一の取引について、その他資本剰余金の残によって

使用する勘定科目が異なること(資本剰余金と利益剰余金を併用すること)

による混乱や不利益のようが大きいと考えられる。

よって、常にその他資本剰余金を借記することでよいと考える。

適用指針公開草案第2号関係

開示(9 - 10項)

このように配当・分配がしくみが複雑になっていること及び

資本直入する項目が増えてきたこと(外貨換算調整勘定、

その他有価証券評価差額金、土地再評価差額金等)に鑑み、

剰余金のみ計算書ではなく、

資本勘定全体の変動表に改めてはどうか。

商法については、利益処分案があるため、

公開草案の「利益処分計算書」に準じざるを得ないが、

証券取引法上の財務諸表では連結・個別ともにそれにこだわる必要がないと考え

る。

添付のような形式が考えられ、このような表の方が変動をよりよく理解できると

考えられる。

(See attached file: 資本勘定増減表.xls)

適用指針公開草案第 2 号関係

6 項

資本準備金の取崩を決議しただけでは分配できず、
債権者保護手続を待たなければならないため、
当項の記述を見直す必要があると考える。

以上

	資本金	資本剰余金				利益剰余金		土地再評価差額金	その他有価証券評価差額金	自己株式	資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金					
			資本金及び資本準備金減少差益	自己株式処分差益		任意積立金	未処分利益				
期首残高	10,000	10,000	2,000	1,000	1,000	5,000	8,000	2,000	3,000	2,500	39,500
1. 第 回定時株主総会 (X1年6月25日) における処分											
1) 配当金			1,000				1,000				2,000
2) 役員賞与金							500				500
3) 利益準備金繰入					250		250				0
4) 任意積立金積立						1,000	1,000				0
2. 新株発行											
1) 第三者割当増資 (X1年X月X日)	1,000	1,000									2,000
2) 公募増資 (X1年X月X日)	5,000	5,000									10,000
3. 有価証券評価差額金増減 (注1)											
1) 当期に計上した純売却益 (税効果考慮後)								1,000			1,000
2) 評価差額金当期純増加額 (税効果考慮後)								2,000			2,000
4. 資本準備金取崩		2,000	2,000								0
5. 自己株式の取得										1,000	1,000
6. 自己株式の処分 (新株発行の手續を準用した処分)				500						2,000	2,500
7. 自己株式の消却			500	500			500			1,500	0
8. 中間配当											
1) 中間配当金							1,000				1,000
2) 利益準備金繰入					100		100				0
9. 当期純利益							4,000				4,000
期末残高	16,000	14,000	2,500	1,000	1,350	6,000	7,650	2,000	4,000	0	54,500
1. 第 回定時株主総会 (X2年6月25日) における処分 (注2)											
1) 配当金			1,000				1,000				2,000
2) 役員賞与金							500				500
3) 利益準備金繰入							250				250
4) 任意積立金積立							1,000				1,000
次期繰越			1,500	1,000		7,000	4,900				

(注1)このような実現額と変動額の両建てはリサイクルをみる上で有用と考えられるが、当公開草案の範囲を超えていると考えられるため、ここでは純額でもよいと思われる。

(注2)証券取引法の開示においては確定方式が多く、この翌期の開示は含めなくてもよいかもしれない。その場合にはすべての勘定で「期末残高」が最終行になる。